

【重要なお知らせ】

平成 25 年 4 月 1 日

寺院各位

曹洞宗宗務庁総務部福祉課
Tel.03-3454-5421

曹洞宗寺院建物共済について

標記の件について、「保険法」が改正され、各寺院に義務加入いただいております、曹洞宗寺院建物共済も一般の保険契約と同様にみなされることになりました。

このことから、曹洞宗寺院建物共済以外に火災保険や共済等に参加されている寺院におかれましては、万が一の火災の際、建物共済金給付申請書を提出いただいた場合、規定の共済金を給付できないことも想定されます。国の定めた法律の改正によるものですので、ご了承いただきたく、お知らせいたします。

なお、現在「保険法」に対応すべく、曹洞宗寺院建物共済規程の検討を行っております。

以上